

令和3年8月26日

市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に御協力いただき、ありがとうございます。

また、医療の最前線で働く保健医療機関の皆様のご尽力に、心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方につきましては、お見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、皆様既に御承知のとおり、8月25日、宮城県をはじめとした8つの道と県に対し、8月27日から9月12日までを実施期間とする緊急事態宣言が発令されました。

これを受け、宮城県においては、緊急事態措置として、県民の皆様に対し、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等を、県内の事業者に対しては、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店にあっては休業要請を、その他の飲食店に対しては、酒類の提供を終日停止し、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とする要請を行いました。

事業者の皆様におかれましては、度重なる要請で大変ご不便をおかけするところではございますが、この要請について御理解と御協力をお願いいたしますとともに、市民の皆様にあっても、外出の自粛のほか、要請に反し営業を行っている場所に出入りすることのないよう、御協力をお願いいたします。

コロナ禍を早期に終息させるためには、皆様一人ひとりが「新しい生活様式」の実践・定着を取り入れた暮らし方、徹底した感染予防をさらに強く意識していただき、感染拡大防止に力を合わせて取り組んでいく必要があります。

どうか御理解と御協力をお願いいたします。

なお、「お持ち帰り」や「出前・配達」は要請の対象外となっています。

まちの「元気」につながる飲食店を応援するため、「お持ち帰り」や「出前・配達」を積極的に御利用いただきますよう、多くの皆様の御協力をお願いします。

多賀城市長 深谷 晃祐